

高校生等遠距離通学費支援事業 Q & A

Q 1.この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A 1.以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校、高専（1～3年）、致道館中学校に通学する生徒等及び保護者等がともに鶴岡市内に住所を有すること。
- ②通学のために、J R又はバス(公共交通機関)の定期券を購入していること。
- ③通学に際し、他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q 2.申請の時期と窓口をおしえてください。

A 2.申請期間は定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限が属する年度末までとなります。

(例：令和6年4月9日～令和6年10月8日の6ヶ月定期券の場合→令和6年10月9日～令和7年3月31日)

申請窓口は、お住まいの地域によって異なります。表面の「申請・問合せ先」をご覧ください。

Q 3.補助金の計算方法について、詳しくおしえてください。

A 3.①自宅最寄りの駅・バス停から高等学校等までの通学用定期券代を基準とし、月額5,000円を超える額が補助金額となります。

(登校時間に間に合わないなど、最寄りの駅・バス停からの通学が難しい場合は、お問合せ下さい。)

②公共交通機関の定期券を購入し通学する場合で、自宅からバス停・駅までの距離が片道2 km以上の場合は、距離に応じて、以下のとおり送迎に係る自家用車送迎費用を補助します。

- ・2 km以上 5 km未満：月額3,000円
- ・5 km以上 8 km未満：月額6,000円
- ・8 km以上：月額9,000円

計算例：油戸在住、加茂水族館前バス停から鶴岡駅までの通学定期を購入する場合

①算定基準額	51,980円(バス:3ヵ月定期券)
②自己負担額	5,000円×3ヵ月=15,000円
①-②=③	51,980円-15,000円=36,980円
④自家用車送迎費用	3,000円×3ヵ月=9,000円 (油戸～加茂水族館前バス停:2.7km)
補助交付額(③+④)	45,980円



Q 4. J Rやバスには乗らず、自家用車で高等学校まで送迎していますが、自家用車送迎費用補助の対象になりますか。

A 4.公共交通機関を利用しない場合は、この事業の対象にはなりません。

申請・問合せ先

(鶴岡地域) 企画部地域振興課 TEL：35-1191 (藤島地域) 藤島庁舎総務企画課 TEL：64-5813
(羽黒地域) 羽黒庁舎総務企画課 TEL：26-8771 (櫛引地域) 櫛引庁舎総務企画課 TEL：57-2111
(朝日地域) 朝日庁舎総務企画課 TEL：53-2112 (温海地域) 温海庁舎総務企画課 TEL：43-4611